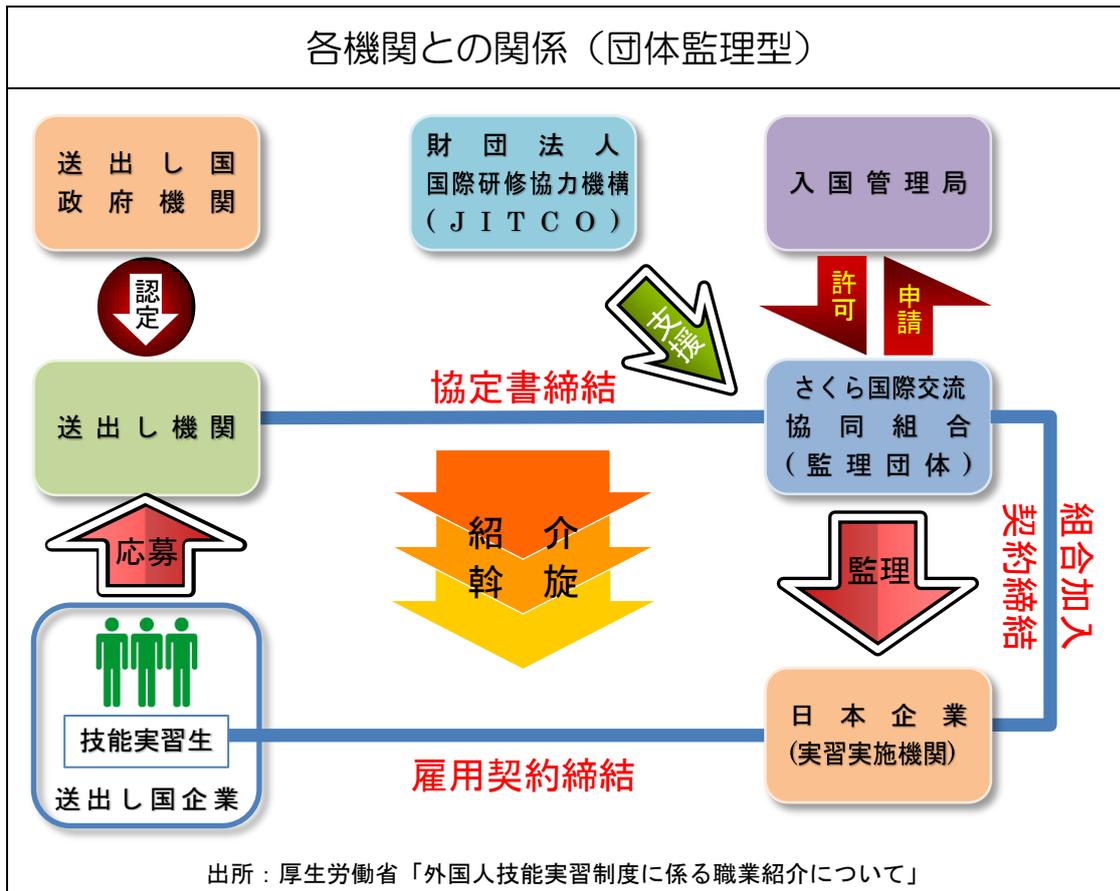

外国人技能実習制度のご紹介

さくら国際交流協同組合

外国人技能実習制度とは

外国人技能実習制度とは、先進国としての日本が、開発途上国の経済発展を担う若年労働者に対して、各種の技能・技術等の習得を援助・支援して人材育成を行い、日本が有する汎用性の高い技術を移転することで国際社会に貢献することを目的として1993年に創設された制度です。



技能実習制度利用成功の鍵は監理団体

技能実習制度（団体監理型）において、監理団体は、その責任と監理の下で技能実習生を受入れ、送出国の送出国機関等との緊密な協力関係の下、入国管理局、財団法人国際研修協力機構（JETCO）等の指導を受けながら、技能実習を実施する各企業等（実習実施機関）において技能実習が適正に実施されているかを確認し指導する役割を担っています。

通常の雇用とは異なる技能実習生の受入れ（雇用）を成功に導くうえで、**適正で適法な監理が行える能力を有する監理団体は、重要な鍵を握る大切な要素**であるといえます。

技能実習生受入人数枠

1年間に新規受入れが可能な技能実習生の人数には、以下の制限があります。

技能実習生受入人数枠	実習実施機関の常勤職員総数	技能実習生の人数
	301人以上	常勤職員総数の20分の1
	201人以上 300人以下	15人
	101人以上 200人以下	10人
	51人以上 100人以下	6人
	50人以下	3人

(注1) 常勤職員には、技能実習生(1号及び2号)は含まれません。

(注2) 技能実習生(1号)の人数が、常勤職員の総数を超えることはできません。

継続的に技能実習生を受入れる場合、毎年上記人数枠まで新規技能実習生を受入れることができます。つまり、**常勤職員数が3~50人の企業(受入枠:3人/年)**が、現行制度上、最長の受入期間である3年の職種で実習生を受入れた場合、**最大で9人の受入れが可能**だということになります。

2015年4月1日から施行された「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」により、**建設業では特定の条件の下に、実習期間の延長(最長5年)が認められるようになりました**。なお、他の職種でも、実習期間の延長(最長5年)に関する改正法案が2016年1月4日召集の第190回通常国会にて前国会からの継続審議として提出される予定です。

	技能実習生1号口	技能実習生2号口	技能実習生2号口	帰国
1年目 3名				
2年目 6名				
3年目 9名				
4年目 9名				

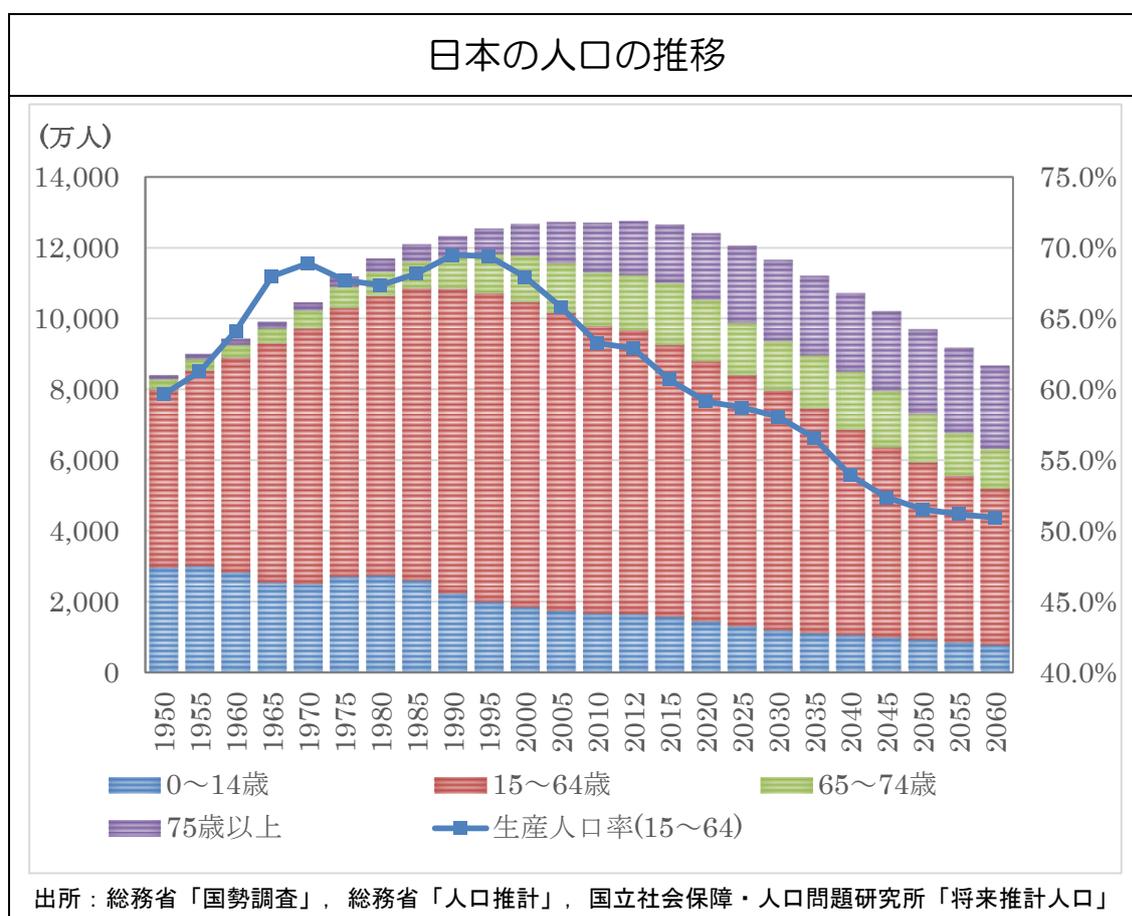
外国人技能実習生受入までの期間

技能実習制度の利用について検討する場合には、準備期間を含めた受入までの期間について知っておくことが大切です。1年～5年（職種による）の技能実習期間には、入国後に実施する1ヶ月間の講習期間が含まれるほか、入国までの期間についても、**検討開始から、約5～6ヶ月の期間が必要**になります。



生産年齢人口の減少

2012年に国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来推計人口によると、日本の総人口は2010年をピークに減少に転じており、2060年には9000万人を割り込むことが推定されています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、1995年から減少傾向にあり、総人口が2010年から2060年にかけて4,132万人減少する間に、生産年齢人口は3,755万人減少することが推定されています。つまり、今後の日本の人口減少は主に生産年齢人口の減少によるものということになります。



これまでの調査から、2060年における高齢化率（65歳以上の割合）が、40%近い水準となることは確実であり、何らかの対策を取らない限り、**生産年齢人口率**が低下することも避けられません。生産年齢人口率の低下は、人口減の割合以上にGDPが低下する可能性があることを示唆しており、これを防ぐためには、生産性の向上と合わせて、**外国人労働者の受入れ**など、**生産年齢人口増加に直結するような施策の導入が不可避**であるといえます。

人材不足解消に利用されてきた技能実習制度

バブル崩壊後 1993～2002 年までの『失われた 10 年』と呼ばれる不況の後、日本経済は本格的な好況にならないまま世界同時不況に巻き込まれ、今日にいたるまで停滞が続いています。この経済停滞は、一部で『失われた 20 年』と呼ばれていますが、このような状況下でも、技能実習生・研修生は、2004 年（約 10 万人）から 2008 年（約 20 万人）にかけ、急激に増加していました。その後、リーマン・ショック（2008 年）の影響等を受け、2009 年から 2010 年にかけて大幅に減少しましたが、東日本大震災（2011 年）の影響を受けながらも緩やかに増加に転じ、平成 26 年度末の技能実習生の総数は約 17 万人と最も多かった 2008 年に迫る状態にまで回復しています。



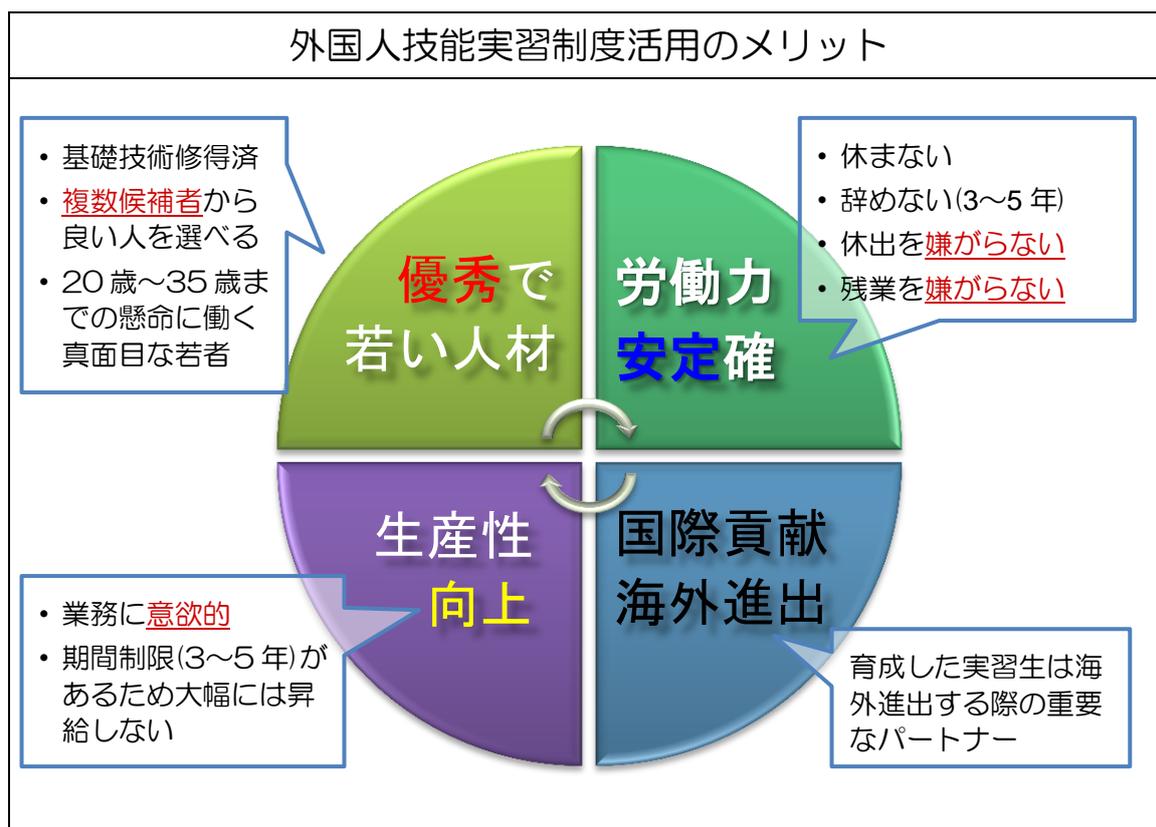
少子高齢化の下で持続的な経済成長を達成するために

少子高齢化の下で持続的な経済成長を達成するためには、限られた労働力を効率的に割り振り、生産性を高めていくという視点が欠かせません。日本人労働者が減少して必要労働力を確保できない場合、外国人労働者を潜在労働力として考える経営者は少なくなく、不況期でも外国人労働者数が増加し続けた事実はこうした経営者の労働力確保行動の結果であると考えられます。

外国人技能実習制度のメリットと可能性

外国人技能実習生が、特に中小製造業企業で、不可欠な労働力として重宝されながらも、定型的な作業でのみ活用されているという現実には確かにあります。しかし、3年～5年もの長期間にわたって、非常に優れた資質を持ち、退職の可能性が殆どなく、若くて向上心が高い上に、残業や休日出勤を厭わない人材を安定して確保することができるこの制度を、単純労働に限った労働力確保の最終手段としてのみ利用することは、企業にとって得策ではありません。

これからの外国人技能実習制度の活用では、平均的な資質を持つ技能実習生と高い資質を持つ技能実習生とでは、割り振る業務の難易度を変え、日本人従業員には、長期間の熟練が必要な基幹業務や、全体の管理業務を担当させる等の『効率的な分業』について再考することで、持続性のある高い生産性の達成を目指すべきなのかも知れません¹。



¹ 独立行政法人経済産業研究所 (<http://www.rieti.go.jp/jp/>) が 2010 年に公表した「外国人研修生・技能実習生を活用する企業の生産性に関する検証」では、建設業全般や一部の製造業企業で、外国人技能実習制度を活用しながら、日本人従業員に対しては、地域・産業の相場よりも高い賃金を提示していることが明らかにされています。

漸増傾向にある「不正行為」

2014年に、入国管理局が「不正行為」を通知した機関は241機関であり、最も多かった2008年の452機関と比較すると半数近くに減少しています。

しかし、2010年に大幅に「不正行為」が減少したのは、同年7月に技能実習生の法的保護と法的地位の安定化を図るために外国人技能実習制度が改正された影響であると考えられ、現行制度が施行された2010年以降で比較をすると、2011年の182機関から32.4%の増加、2013年の230機関から4.8%の増加と、以前として漸増傾向にあることが分かります。

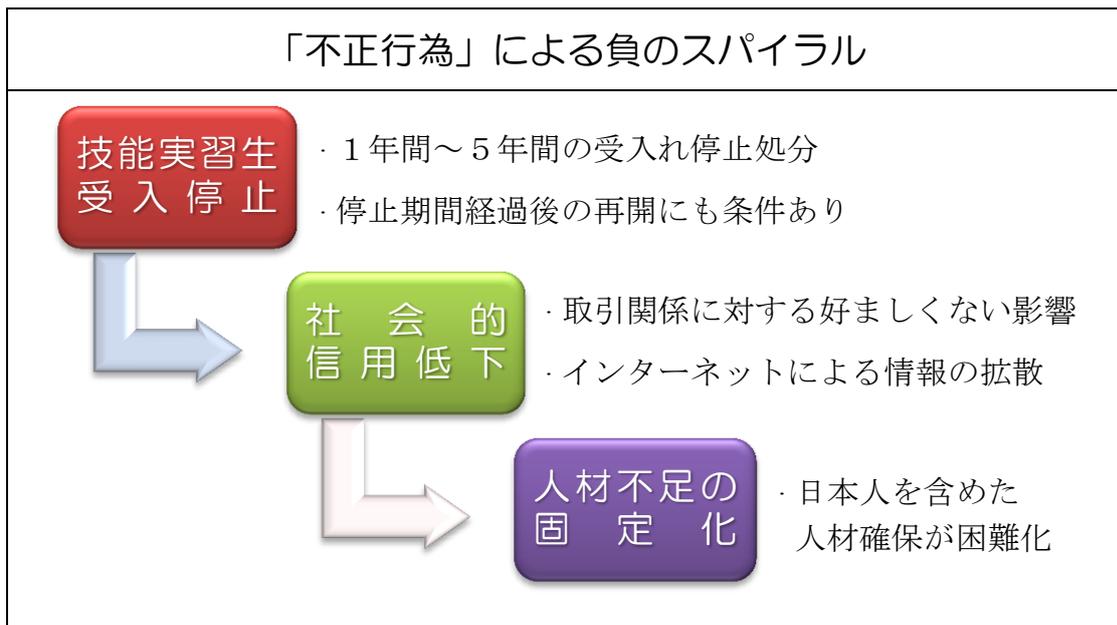
受入れ形態別「不正行為」機関数の推移



出所：入国管理局統計資料

不正行為により失うもの

適切な監理団体を選択しなかった場合、自らが関与しない監理団体の不正行為により、実習生の入国が、突然遅延、若しくは中止となり、生産計画の大幅変更が余儀なくされることがあります。また、監理団体の指導が不十分なために、知らず知らずのうちに企業が犯した法令違反が原因で、実習生だけでなく、社会的な信用まで失う危険性も考えなくてはなりません。

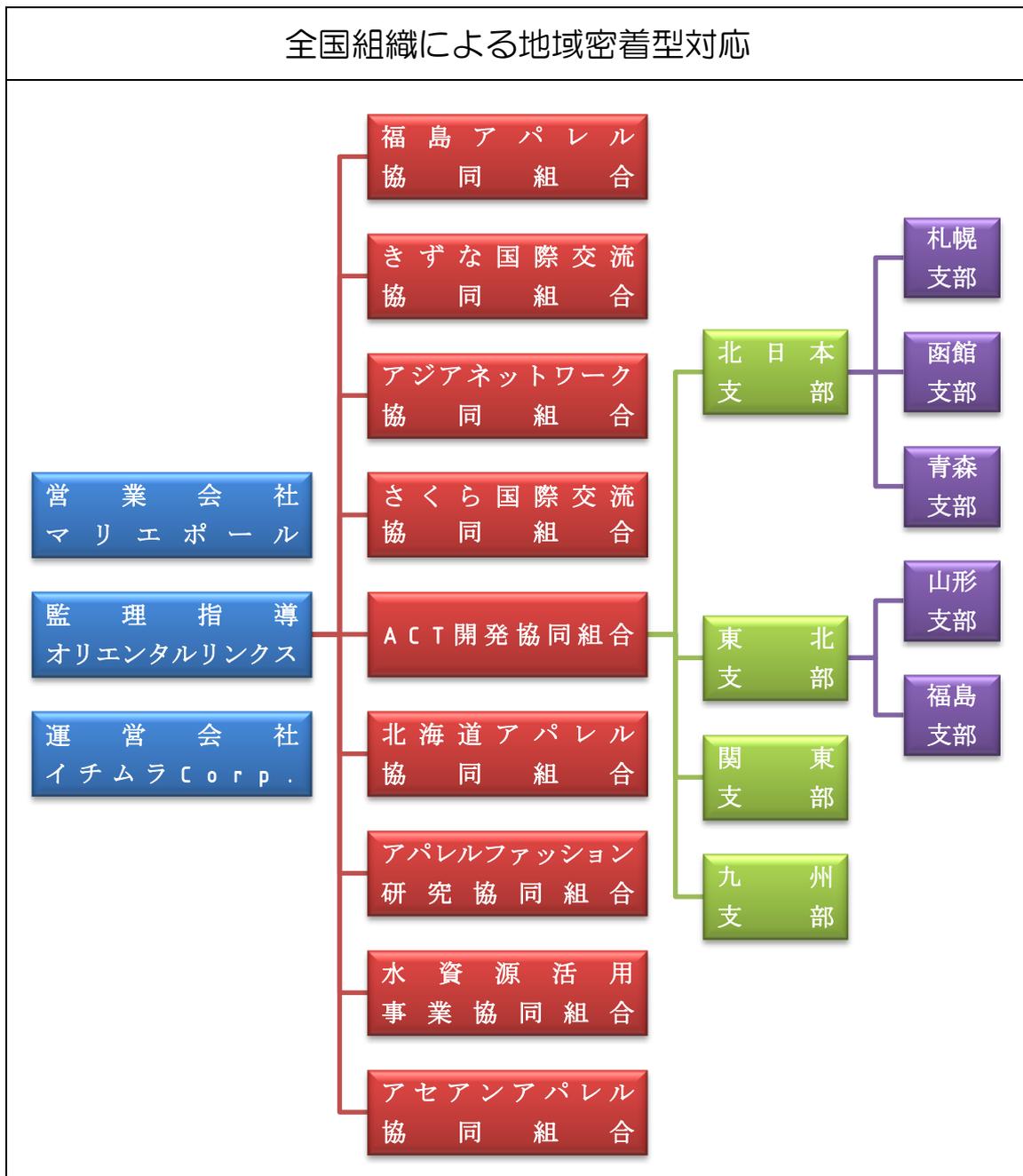


外国人技能実習制度の内容を良く理解せず、単に派遣のみを行っている監理団体から派遣された技能実習生が、慣れない異国で適切なケアを受けることなく半ば放置されることがあります。このような、[監理団体の指導・情報提供が十分に受けられなかった技能実習生](#)は、悪質ブローカーの甘言に乗せられ、結果的に自らの利益とならない[不正就労に走る可能性が高くなってしまいます](#)。

技能実習生の受入れが停止される主な不正行為		停止
1	実習生に対する 暴行・脅迫・監禁	5年
2	実習生のパスポート・在留カードの取上げ	5年
3	実習生に対する講習手当・賃金の不払い	5年
4	実習生の受入れに関し、偽変造文書等を行使・提供する行為	5年
5	実習生からの保証金の徴収等	3年
6	講習期間中に仕事をさせる行為(休日・夜間・早朝含む)	3年
7	実習生との二重契約	3年
8	技能実習計画書と著しく異なる実習をさせる行為	3年
9	申請と異なる場所で技能実習をさせる行為	3年
10	行方不明者の多発(実習実施機関に責めがある場合)	3年
11	不法就労者の雇用等(不法就労を唆したり、助ける行為を含む)	3年
12	労働関係法令違反(36協定・休日・賃金台帳等の不備・違反)	3年
13	不正行為の報告不履行、技能実習継続不可能時の報告不履行	3年
14	技能実習の実施状況に係る文書(実習日誌等)の作成・保存不履行	1年

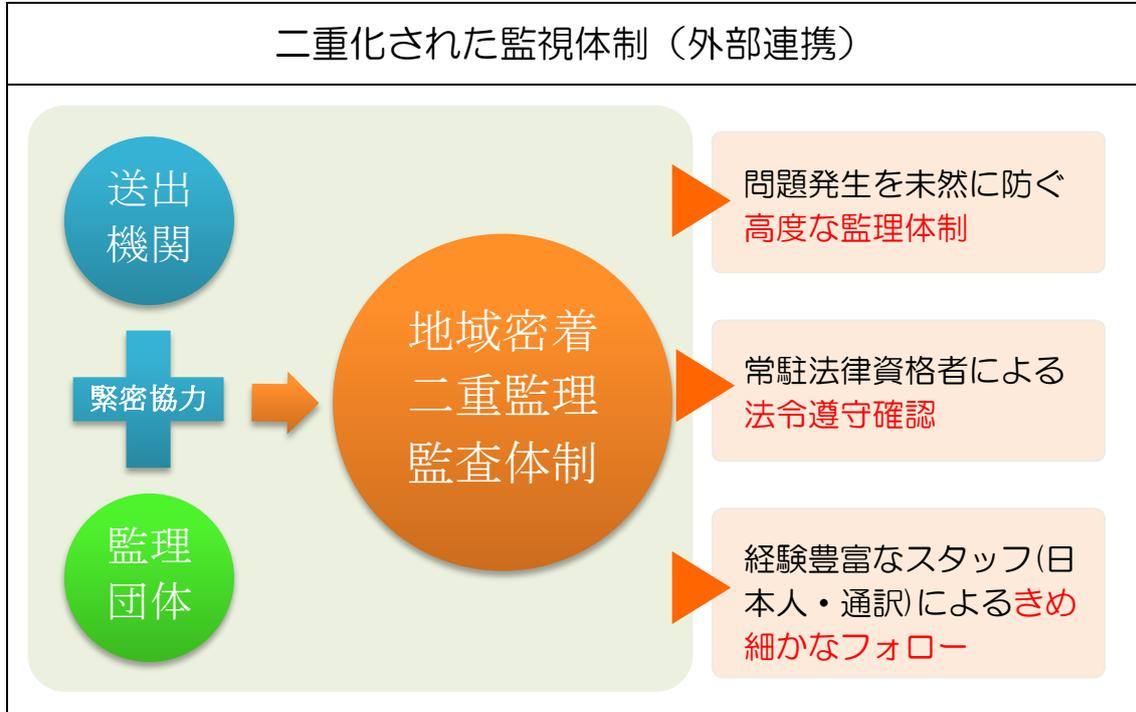
さくら国際交流協同組合の監理体制

さくら国際交流協同組合では、関連監理団体と全国組織を構築し、実習実施機関・実習生の安心のために、定期的な全体会合を通じて、職種固有の様々な問題に関する対応方法の共有等により、全体の監理レベル向上を図っています。グループ全体では、技能実習生の受入事業について、**18年間の実績**がありますが、これまで**一度も不正行為の認定を受けたことがない**という**業界最高水準の監理能力**を有しています。



不正を防止する二重チェック構造

さくら国際交流協同組合では、他に類を見ない送出し機関との緊密な連携により、技能実習生受入れに関連して発生する **問題を未然に防ぐ高度な監理体制** を構築しています。



また、外部顧問による定期的な組合内部監査に加え、常駐する法律専門家スタッフが、二重三重でコンプライアンスチェックを実施しており、組合員である企業の皆様が、**外国人技能実習制度を安心、安定して利用することができるサポート体制を実現**しています。



外国人技能実習制度が切り開く未来

●外国人技能実習制度を上手に活用することで

企業と日本を元気に！